

犬山市下水道事業経営戦略改定審議会規則（令和5年規則第28号）

（趣旨）

第1条 この規則は、犬山市附属機関設置条例（平成28年条例第36号）第8条の規定に基づき、犬山市下水道事業経営戦略改定審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体等の構成員
- (3) 犬山市公共下水道の使用者
- (4) その他市長が必要と認める者

（会長）

第3条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（招集及び議事）

第4条 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの会議は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第5条 審議会の庶務は、都市整備部下水道課において行う。

（補則）

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。